

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成26年  
3月4日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
救急病院の認定(地域医療推進室).....
- 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 公告  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....
- 公共測量の実施の終了(監理課).....
- 山口都市計画道路事業の施行(都市計画課).....



### 山口県告示第八十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年三月四日

名 称	所 在 地	山口県知事	村岡 嗣 政
下関市立豊田中央病院	下関市豊田町大字矢田三六五の一	平成二九、二、一二	〃
下関市立豊浦病院	〃 豊浦町大字小串七の三	〃	〃
萩市民病院	萩市大字椿三四六〇の三	三、五	〃

### 山口県告示第八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
 路線名 石城山公園線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
光市大字塩田字石城四九〇の七地先	最狭 三〇・四	最狭 二七・五	二七・八	七・〇	



(六一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十六年三月四日から同年七月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク長府中土居店  
 所在地 下関市長府中土居本町五九〇番
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

株式会社NTT西日本ア  
セット・プランニング 大阪府中央区今橋二丁目五番八号 永見 信之  
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
岡本 金久		永見 信之	

四 届出年月日  
平成二十六年二月十九日  
五 変更年月日  
平成二十三年六月二十二日

(六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年十月十一日山口県公告(三五六)に係る大規模小売店舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年三月四日から同年四月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ美祢店

所在地 美祢市大嶺町東分二八七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年三月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

二 作業の地域

下関市王喜本町二丁目

三 作業の期間

平成二十五年九月十二日から同年十二月十日まで

(六四) 山口都市計画道路事業の施行

山口都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(平成二十六年中国地方整備局告示第十二号)があったので、次のとおり公告します。

平成二十六年三月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画事業の種類及び名称

山口都市計画道路事業三・五・十七泉町平川線

二 施行者の名称

山口県

三 事務所の所在地

山口市滝町一番一号

四 事業地の所在

山口市若宮町、今井町、穂積町、富田原町及び大字平井地内